

塩山高校事務室より

各種支援制度申請希望チェック表は全員提出すること

山梨県では経済的に余裕のない世帯での負担を軽減するため各種支援制度を設けてあります。

申請の意向を確認するため、各支援制度の内容をお読みになり、

【別紙】各種支援制度申請希望チェック表 **提出4** の用紙

**申請する・しない どちらかに必ずチェックを入れ 全員提出**してください。

※なお各支援制度の内容については令和7年度のを添付してありますが、今年度の資料が  
調い次第配布する予定です。(内容については多少変更となる箇所あり)

・高等学校等就学支援金 →

授業料無償化については全員の申請が必要となります。

・高等学校等入学準備サポート事業

・1人1台端末購入支援事業

・入学料減免

意向確認書提出 3月23日(月)朝

回収場所：新入生オリエンテーションの教室



申請を希望するに○を付けた保護者の方

3月23日(月)保護者ガイダンスの終了後、

体育館(事務室ブース)にて申請書類を配布します

必ずお立ち寄りください。

## 各種支援制度申請希望チェック表（意向確認書）

学校名	塩山高等学校
生徒氏名（自署）	
住所	

意向確認書は、各事業への申請意思を確認するものとなります。  
事業内容は事務室から配布される通知でご確認ください。

申請する・申請しない  
どちらかに必ずチェックを  
入れてください。  
就学支援金は全員申請  
すること。

○該当する項目の□にチェックを入れてください。

## 公立高等学校等就学支援金（授業料無償化）

意向確認	対象者
<input type="checkbox"/> 申請します。	新入生全員

## 公立高等学校等入学準備サポート事業

意向確認	対象者
<input type="checkbox"/> 申請をします。 （右枠対象者をご確認ください。）	次の条件を全て満たす者 令和7年度市民税非課税 令和7年度県民税非課税 4/1時点で県内に住所がある 生活保護受給世帯ではない  ※令和6年の状況で判断します
<input type="checkbox"/> 申請をしません。	

## 県立高等学校1人1台端末購入支援事業費

意向確認	対象者
<input type="checkbox"/> 申請をします。 （右枠対象者をご確認ください。）	次の条件のいずれかを満たす者 県内に住所のある生活保護受給世帯 県内に住所のある世帯年収約350万円未満の世帯  ※令和6年の状況で判断します
<input type="checkbox"/> 申請をしません。	

## 高等学校入学料減免

（参考：R7年度 多少変更となる場合あり）

意向確認	対象者
<input type="checkbox"/> 申請をします。 （右枠対象者をご確認ください。）	災害で被害を受けた場合 県内に住所のある生活保護受給世帯及び 世帯年収約200万円程度の世帯（家族構成や 居住地により異なります） ※令和7年の状況で判断します
<input type="checkbox"/> 申請をしません。	

## 高等学校等就学支援金のお知らせ

### 1 県立高校の授業料について

○高等学校等就学支援金制度（以下「就学支援金」という）に申請し、支給要件に該当した場合は、授業料負担が実質0円となります。

※就学支援金は直接支給ではなく、学校の授業料に充当されます。

○新入生は所得状況にかかわらず、必ず申請が必要です。

○審査には保護者等全員の課税情報が必要です。

税申告がお済みでない場合は早急に税申告をお願いします。

### 2 就学支援金の申請について

○原則として、パソコンやスマートフォンを用いたオンラインとなりますので、マイナンバーカードを利用して保護者等の収入状況を登録する方法を推奨しています。

○マイナンバーカードを持っていない場合やオンラインの環境がない場合は課税証明書等を高校に提出することで申請が可能となります。

○詳細は、同封の申請者向け利用マニュアルでご確認ください。

### 3 マイナンバーカードについて

○お住まいの市町村へお問い合わせください。

### 4 ご質問等お問い合わせ先について

○公立高校の就学支援金の制度について

山梨県教育庁 高校教育課 Tel：055-223-1769

○申請方法や提出方法について

塩山高校事務室 Tel：0553-33-2542

○オンラインシステムの操作方法について

オンラインシステムヘルプデスク

メールアドレス：e-shien-helpdesk@am.nttdata.co.jp

# 高等学校等入学準備サポート事業

## 1 事業内容

経済的に余裕のない世帯の高校等へ入学する際の費用負担を軽減するため、山梨県が独自に給付金を支給し支援を行う事業です。

※事業の実施は、県議会における予算案の議決を経た上で確定となります。

## 2 必要な手続

給付金を受け取るためには申請が必要です。

※申請書が必要な場合は「5 お問い合わせ先」にご連絡ください。

## 3 給付金の額

生徒一人につき50,000円を支給します。

①制服 ②体育着 ③上履き ④体育館履きの購入を含めた高校入学の準備に必要な経費が対象です。

※進学する高校等に学校指定の制服があり、着用が必須であることが必要です。

支給の時期は8月を予定しています。

## 4 対象者

保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税の世帯が対象です。

※生活保護受給世帯は除きます。

※令和7年4月1日時点で山梨県内に保護者等の住所があることが必要です。

※令和5年の所得申告がされていることが必要です。

## 5 お問い合わせ先

制度に関すること

山梨県教育庁 高校教育課 TEL055-223-1769

申請に関すること

塩山高等学校事務室 TEL0553-33-2542

## 県立高等学校等1人1台端末購入支援事業給付金の御案内

◆ 経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。

## 1 対象となる方

## 参考資料：R7年度版

次の1～3の全てに該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立学校等に入学又は転入学した方
2. 令和7年3月13日以降に県立学校の授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入した方
3. 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
  - (1)生活保護受給世帯の方
  - (2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方※4人世帯の場合、目安年収約270万円未満となります。
  - (3)保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方  
※4人世帯の場合、目安年収約270万円以上350万円未満となります。  
※寄付金控除（ふるさと納税）、住宅ローン控除等が無い場合「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」は市町村民税所得割額になります。

## 2 必要な手続き

◆ 学校から配布予定の申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

【申請に必要な書類】 次の①～④点のうち該当するものを提出していただきます。

## (1)共通

- ① 申請書
- ② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）

## (2)-1 生活保護受給世帯の方

- ③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書の写し

## (2)-2 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方または保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6%－税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方

- ④ 保護者等全員の個人番号カードの写し又は課税証明書

※申請書にて、高等学校等就学支援金の審査時に使用した課税情報の流用に同意があれば提出は不要となります（特別支援学校生徒を除く）。

### 3 支給金額

- 1 生活保護受給世帯の方、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方 → 対象金額の全額
- 2 保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」の合計が51,300円未満の世帯の方 → 対象金額の半額(1/2)  
※世帯で購入した県立学校用の端末が 2台目以降となる場合は、対象金額の2/3

注) 対象金額は、県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格(令和7年度は59,950円(税込))が上限です。

### 4 想定スケジュール

3月	4月	5月	6月	7月	8月
制度の案内	申請書の 配付	申請書の 提出	県教育委員会での書類確認・審査		
					給付金の 支給

※申請書の配布や提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

**Q** 生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- 端末購入に、生活保護費や特別支援教育就学奨励費など他制度から支援を受けられる場合は、当該支援費を除いた金額を対象金額として、給付金を支給します。

**Q** 山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別の制度ですか。両方から支給を受けることはできますか。

- 制服、体育着等の購入支援をする高等学校等入学準備サポート事業給付金とは別制度です。対象者であれば両方の制度から支給を受けられます。

**Q** 市町村民税所得割額で判断しないのですか。

- 市町村民税所得割額では、寄付金控除(ふるさと納税)、住宅ローン控除等を受けている場合に正確に所得状況を把握できないことから、「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」で判断させていただきます。

**Q** 申請をすれば必ず支給を受けられますか。

- 申請受理後、県教育委員会を対象者の確認・審査を行います。申請いただいても、対象者であることを確認できない場合は、支給を受けられません。

**Q** ECサイト(59,950円)以外で購入した場合はどうなりますか。

- 59,950円より安価な端末を購入した場合、対象金額はその購入金額となります。59,950円より高額な端末を購入した場合、対象金額は59,950円となります。

**Q** なぜ令和7年3月13日より前に購入した場合は、対象とならないのですか。

- 県立学校の授業で使用する端末の購入費を対象としているため、県立学校の入学許可予定者発表(合格発表)予定日である3月13日より前の購入は対象外となります。

**Q** 個人から購入した場合も対象となりますか。

- 対象となるのは、販売事業者から購入した場合のみです。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁高校教育課 管理奨学担当  
TEL : 055-223-1769  
MAIL : koukoukyo@pref.yamanashi.lg.jp



## 令和7年度 入学料の減免について

山梨県では修学を援助するために、県立高校の入学料減免制度を設けています。入学料の減免（全額免除）を希望される場合は、担任の先生に御相談ください。

### 1 減免を受けることができるのは？

- ・災害で被害を受けた場合
- ・生活保護を受けている家庭及び同程度の収入の家庭の場合 等

### 2 必要な書類は？

#### 【全員共通】

- ・減免申請書
- ・実情調査書（お住まいの市町村による証明が必要です）
- ・令和6年及び最近3ヶ月の所得を証明する書類（同一世帯全員分）

#### 【該当する場合】

- ・り災証明書、交通事故証明書、生活保護受給証明書等
- ・その他必要に応じて  
（課税証明書、戸籍謄本、住民票、在学証明書、離職証明書等）

### 3 年間所得が基準額を超える場合は減免を受けることができません。

但し、家族構成や住居地等によって基準額はそれぞれ異なります。

例示) 令和6年度（令和7年度以降基準額は改定となる可能性あり）

○両親・高校生(本人)・中学生の4人家族の場合

給与所得控除後の金額が

- ・甲府市の場合 : 230万円程度
- ・甲府市、南アルプス市、北杜市以外の市と  
昭和町の場合 : 210万円程度
- ・その他の市町村の場合 : 200万円程度

### 4 修学を援助する他の制度

公益財団法人「山梨みどり奨学会」の育英奨学金貸与制度があります。

家庭状況等により、提出書類、基準額等が異なります。

詳しくは担任の先生に御相談ください。

#### 【問い合わせ先】

塩山高校事務室

電話0553-33-2542

